

子ども達との関わりの中で

—児童虐待と求められる支援について—

04V031 坂井 万里央

はじめに

2006年6月、私は社会福祉現場実習を児童相談所で行った。児童相談所の実習の中で最も印象的で、衝撃的だった事は目の前で起こる児童虐待という現実だ。児童虐待について、日本では数年前からニュースなどでも取り上げられることから社会的認知が広まり、誰でもその言葉くらいは知っているだろう。私も、ニュースや新聞で虐待死などの事件を知り、事件の背景やその後の対応についても、文献などで知識を得ていた。だが、実際に目の前で起こる虐待という現実は、想像以上のショックをもたらすものであった。

実習が始まって三日目、私は初めて一時保護所へと足を踏み入れた。保護所の中はまるで兄弟の多い大家族一家のように騒がしく、子ども達は元気いっぱいだった。初めて話す実習生に対しても明るく人見知りしない子、すぐにUNOなどの遊びに誘ってくれる子など、一見すればみんな普通の何の問題もないような子ども達に見えた。彼らと遊んでいた時、不意に「俺のことは誰も必要としていないんだ」とか「大人はうそつきだ。」という言葉を発する子がいた。小学校4年生の少年だったが、幼い彼が自分の存在を否定するような発言をしたことに対して驚き、なぜそのような発言をするのかと疑問を抱えた。次の日、彼の保護理由が記載されている児童台帳を見せて頂いた。するとそこには「父親から家を追い出され、深夜に徘徊しているところを警察に保護。身体にはアザ。虐待の疑いあり。」と記載されていた。たった10歳でしかない子どもの生きる現実の、そのあまりの酷さに大きなショックを受け、ただ呆然と台帳を眺めることしか出来なかつた。

実習中のある日、私は小学校一年生の女の子二人の入浴を手伝った。「背中を洗って。」と頼まれ、洗おうとしたその小さな背中には大きなアザが出来ていた。やせ細った小さな身体にくっきりと自己主張する大きなアザは、彼女がうけてきた虐待という事実を物語っていた。あまりのショックに涙がでそうだったが、必死にこらえて身体を洗ってあげた。虐待について一応の知識は持っていたし、実習生としての自分なりのケアが、子ども達に対して出来ればいいとさえ思っていた。だが、虐待という現実はあまりにも酷く、現実の厳しさを前に私はただ立ち止まることしか出来ず、何も出来ない日々が続いた。

厳しい現実を目の前にすればする程、子ども達のために何かしたいという思いが強くなった。私は親身になって子ども達の話を聞く事で彼らと正面から向き合い、できる限りの要求に応えようと心がけた。子ども達に対する自分自身の態度が変わると、子ども達の私に対する態度も変わり、少しずつだが彼らの表情が明るくなってきたようにも感じた。正面から向き合おうとする事で、子ども達が心を開いてくれたようだった。

保護所で生活する子ども達は、それぞれ主訴は違っていても、ほとんどが今までの家庭での生活の中で「虐待」を経験していた。何らかのカタチで親や近親者から虐げられてきた子ども達の心の傷は、想像する以上に深く痛ましいものだ。彼らの心の傷は一生消えないものかもしれない。だが、少しでも被虐待児の心の傷を癒せるように、世の中から虐待という事実を無くしていくためにも何が出来るのかを探していきたいと思う。実習を終えた今、改めて児童虐待について考えることで少しでも子ども達のためにできる「何か」を見つけたい。

第1章 児童虐待とは

1. 児童虐待の定義

児童虐待とは、親が自分の子どもに対し、自分の思い取りにならない時などに折檻することで、極端な場合は食事を与えずに、過度の体罰を与えるなどして、死に至らしめることもある。児童虐待については様々な定義付けが試みられてきたが、研究者や現場で働く人々の間に多様な意見があり、統一された見解は長年生まれてこなかった。しかし、1999年に成立した「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）において、初めて児童虐待の具体的な定義が規定された。児童虐待防止法第2条では、保護者による虐待を規定しており、具体的には、監護する18歳以下の児童に対して行われる以下の4つを児童虐待とした。

1. 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
2. 児童にわいせつな行為をすること、又はさせること
3. 児童の心身の正常な発達を妨げる様な著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二項に示される行為または、次項に示される行為と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること（これらの状態をネグレクトという。）
4. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の提出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって、生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言う。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

このように、児童虐待防止法では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つを児童虐待と定義している。

2. 全国でのようす

児童相談所に寄せられる相談の種類は、大きく分けると養護相談（児童虐待相談を含む）、障害相談、非行関係相談、育成相談、その他の相談に分類される。平成17年度全国の児童相談所相談受付総数は349,873件で、前年度より約2,700件減少したが、障害相談のみ約6,300件増加した。総数の内訳は、障害相談が163,597件（約47%）と最も多く、次いで養護相談が75,453件（約22%）となっている。

児童相談所によせられる虐待に関する相談は、家族（虐待者本人も含む）からのものが最も多く、次いで学校、近隣、知人など第三者からの相談や通告が多くなっている。家族からの相談は、同居の家族や親族など、子どもの虐待を直接見ているが、独力では解決が困難な者が通告や相談をしてくるものなどで、虐待を受けている子ども自身からの相談になると、自分が通告・相談したことを秘密にしてほしいとの気持ちが強く、直接の援助や介入の糸口を期待しにくい。また、主觀的・感情的な表現が多く、緊急な対応を求められることも多い。

平成17年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談件数は34,472件で、統計を取り始めた平成2年度を1とした場合の約30倍、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ約3倍と、年々増加している。内容相談別に見ると、身体的虐待が14,712件(42.7%)で最も多く、次いでネグレクトが12,911件(37.5%)、心理的虐待が5797件(16.8%)、性的虐待が1052件(3.1%)となっている。児童相談所の受付件数の中でも最も多いのが、小学生で13,024件(37.8%)となっており、主たる虐待者では実母が最も多く、21,074件と全体の61.1%を占めている。虐待相談を経路別にみると、家族が5,36

8件(15.6%)と一番多く、次に学校が5,073件(14.7%)、近隣、知人が4,807件(13.9%)となっている。

心理的虐待が全体の中で占める割合は約17%であるが、その割合は年々増加傾向となっている。理由として、2004年の児童福祉法改正から児童が同居する家庭における、保護者に対する配偶者からの暴力が、児童に対する心理的虐待として児童虐待の定義に加えられ、心理的虐待の解釈の幅が広がったことが影響していると考えられる。

3. 新潟県でのようす

今や全国的に課題となっている児童虐待問題であるが、新潟県における児童虐待について焦点をあててみると、児童相談所によせられる相談は保護者(当事者)以外からの第三者からの通告により始まる事が多い。また保護者の反発、否認等を伴うことが多く、相談の動機付けに欠け、情報が不確実で状況が変化しやすい中で、瞬時の判断と緊急の対応が求められるなどの特徴を有している。

平成16年度の虐待件数は526件で前年度354件とくらべ172件増加した。その内訳は、身体的虐待が207件で全体の39.4%を占め、次いでネグレクトが180件で34.2%、心理的虐待が124件で23.6%であった。児童相談所の受付件数のなかで最も多いのが、小学生で184件(35%)となっており、主たる虐待者では実母が最も多く、349件と全体の66.3%を占めている。虐待相談を経路別にみると、家族と学校がともに80件(15.2%)と一番多く、次に近隣、知人が73件(13.9%)、福祉事務所43件(8.2%)となっている。

平成16年10月の改正児童虐待防止法の施行により、通告対象の範囲が「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」に拡大されたこと、また、社会的関心を集めた痛ましい事件の発生なども相まって、国民や関係機関に、児童虐待防止についての認識や理解の高まりが見られるようになった。新潟県においても例外ではなく、平成13年～15年まで横ばい傾向であった児童虐待相談件数が平成16年から急増(前年度比1.49倍)した。虐待件数の増加は、社会が持つ児童虐待に対しての関心の高さと比例していると考えることができる。

第2章 何が虐待なのか

1. 児童虐待4つの分類

児童虐待防止法では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つを児童虐待と定義している。ここでは、その4つの定義に対して具体的な内容を示したいと思う。

①身体的虐待(生命、健康に危険のある身体的暴行)

例えば…外傷としては打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこによる火傷など。生命に危険のある暴行とは、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外に閉め出す、縄などにより一室に拘束するなど。

②性的虐待(性交、性的暴行、性的行為の強要)

例えば…子どもへの性交、性的暴力、性行為の強要・教唆や、性器を見せる、ポルノグラフティーの被写体などに子どもを強要するなど。

③ネグレクト（保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為）

例えば…①子どもの健康・安全への配慮を怠る（家に閉じこめる、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置するなど。）

②子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（子どもが甘えてきてもそれを無視する、相手にしない、愛情遮断など。）

③食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なう程の無関心、怠慢（適切な食事を与えない、下着などを長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させるなど。）

④心理的虐待（暴言や差別など心理的外傷を与える行為）

例えば…ことばによる脅かし、脅迫、無視や拒絶的な態度、子どもの傷つくことばを繰り返し発する、自尊心を傷つけるような言動、他の兄弟姉妹とは著しく差別的な扱いをする、子どもの目の前で行われる保護者への配偶者による暴力など。

以上が現在の日本で児童虐待と考えられている内容であるが、最近では虐待と考えられる行為の幅は広がりつつある。例えば、親がパソコンに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し熱中症で死亡したり、誘拐されたりする事件もネグレクトという虐待の結果であると見られるようになってきたのである。

諸外国では、子どもの虐待について「マルトリートメント」という概念が一般化している。これは「大人の子どもに対する不適切な関わり」意味しており、虐待よりも広い概念である。18歳未満の子どもに対する大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（おおよそ15歳以上）による身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態を指す。その内容のほとんどが、従来の虐待と同じ考え方であるが、虐待者を「親または親に変わる保護者」と限定せずに「大人」としている。つまり、学校や塾などの教師、保育士などによる体罰などの、家庭外での不当な行為もマルトリートメントと考えれば、虐待の範疇なのだ。保護者と子どもの間の出来事だけを「虐待」と捉える考え方の強い日本社会の中で、虐待の早期発見や防止を進めていくためには、このような広い概念で子ども達を守ることが必要になってくると感じる。

2. しつけと虐待

「親から子への虐待」と「しつけとしての体罰」の境界はあいまいである。虐待を親の子どもに対する行動レベルで定義するかは難しい問題であり、子ども側の認知の仕方によっても感じ方は異なる。親から殴る・蹴るなどの暴行を受けていても、「お前が悪い子だからだ。」と言われていれば、子どもは暴行を与えられることを自分の責任と感じ、たとえ殴られていても「これは親からのしつけなのだ。」と受け取ってしまうかもしれない。

（1）Tくんの事件

虐待としつけの境目が分からなくなってしまった親子に関する、ある一つの事件がある。

『マンションの駐車場には雪が降り積もっていた。午後八時前。気温はすでに零度を下回っていた。1998年1月8日、埼玉県富士見市。風呂上がりのTくんは、裸のまま駐車場に連れ出された。母親の内縁の夫（30歳）はTくんを雪の上に寝かせると、足から胸まで雪をかけていった。「写真を撮ろうよ。」母親（34歳）はカメラを夫に渡した。夫がファインダーをのぞく。Tくんは泣くこともできない。雪の下で震えるTくんの

後ろで母親はVサインをつくった。

その二日後、Tくんは死んだ。

死因は外傷性ショック。小さな遺体は、太ももや腕を中心全身にアザがあった。母親と夫からの暴力だった。わずか六年の命は、「児童虐待」という嵐に吹き飛ばされて消えた。(毎日新聞児童虐待取材班著「殺さないで」中央法規より)』

この家庭では、子どもが少しでも反抗的な態度をとると、しつけと称した暴行が日常的に加えられていた。Tくんが雪の下に埋められた夜、母親の内縁の夫と風呂に入ったTくんは、約束の300を数えないで「外に出たい」と言った。この一言が発端となり、「中と外とどっちがいいか教えてやる」というしつけを名目とした虐待が始まったのである。

この事件のように、しつけと虐待の境目が分からなくなり、実の親が我が子の命を奪ってしまう事件は少なくない。誰でも最初は一生懸命我が子を育てようとする。しかし、子育てとは一筋縄ではいかぬもので、親たちは次第にストレスを抱えての生活を送るようになる。子どもが自分の言うことを聞かないイライラが、ふとしたきっかけで子どもへの暴力と姿を変えていく。自分1人で子どもを育てているという孤独感や、ちゃんと育てなければいけないという焦燥感が親の心をむしばみ、恐ろしい虐待へと変化していくのだ。

(2) 虐待を行う親について

虐待する親については、その特徴からいくつつかにタイプ分けることができる。

①育児不安型のタイプ

周囲の人たちから孤立する中で、子どもへの関わり方がわからない、子育てに自信がない、子育てがつらくてたまらないなど、子育てを行う上での様々な困難感により追いつめられて虐待してしまうタイプ。

②完全主義的なタイプ

何事も完璧でないと気が済まないタイプ。自分に厳しい分、子どもにも過ぎた要求をしてしまい、子どもが自分の要求どおりに行動できないと、怒りや焦りの気持ちから虐待してしまう。虐待を受けた子どもは緊張して、かえって失敗してしまい、それが親の怒りを引き出すという悪循環に陥っている場合が多い。

③子どもを拒否するタイプ

子どもに愛情が感じられない、子どもの存在を疎ましく思ってしまうタイプ。

④激情しやすいタイプ

怒りのコントロールが出来ず、すぐ興奮して暴力をふるってしまうタイプ。

⑤精神的に未熟なタイプ

精神的に大人になりきれておらず、親としての自覚や責任感が形成されていないタイプ。親に依存してくる子どもを邪魔に感じたり、パートナーになつく子どもに嫉妬心を抱いたりする結果、子どもを虐待してしまう。

⑥人格障害や精神疾患をもつタイプ

人格障害や精神障害が原因となって我が子を虐待してしまうタイプ。アルコール依存症や薬物乱用などに伴う幻覚症状や被害妄想などから虐待に発展することがある。

⑦虐待の世代連鎖に起因するタイプ

幼い頃に親から虐待を受けたため、子どもへの接し方が分からなかつたり、暴力で子どもを支配しようしたりするタイプ。子どもに愛情欲求を満たしてもらおうとするが、これが満たされない事への裏切られ感情から、我が子を虐待してしまうこともある。

以上のような問題を抱えた人物が親となった時、親が子どもを虐待してしまうリスクが高いと専門家の間では

考えられている。しかし、虐待が起こる原因は一つではなく、このようなタイプに当たる親だからといって、必ずしも虐待に発展するわけではない。親自身の問題、子ども自身の問題、生活環境などいくつかの“負の問題”が複雑に絡み合い虐待は起こるのだ。子どもが親のストレッサーとなり、虐待へと発展してしまう背景には、1人では解決出来ないような問題を抱え苦しんでいる親の存在を見ることも出来る。子どもを虐待したからといって、一概に親だけが悪いのではなく、なぜ親が虐待にまで追い込まれてしまったのかという部分についても援助者は考えなければならない。目の前の「虐待」という事実にだけ目を向けていても、問題は解決しないのである。

第3章 虐待が子どもに与える影響

1. 非行問題

虐待が子どもに与える影響として、最初にあげるべきは「非行」である。全国の児童自立支援施設（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導などを要する児童を入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設）に入所している子どものうち、約5割が何らかの虐待を受けた経験があるという。虐待別にみると、身体的虐待を受けた子どもは30.5%、ネグレクトは25.5%、心理的虐待22.3%、性的虐待は4.3%という結果がでている。問題行動（非行）と被虐待経験との関係については、①万引き、②家出、③窃盗、④怠学、⑤不良交友、⑥粗暴、⑦性逸脱行為が主なものとしてあげられている。

ここで、私が実習中に出逢った1人の少女を事例としてあげたいと思う。

事例：Rちゃんについて

中学二年生のRちゃんは、中学生なのに金髪でいかにも非行少女という感じの風貌だった。嫌なことがあるとすぐに大声を出して騒ぎ、保護所からの脱走を企てたり、職員の方を殴ったりと、保護されて二週間が経過しているにもかかわらず、問題行動が続いている。シンナーの常用、喫煙・飲酒に加え複数の男性と交際しており、保護直後の検診で性感染症にかかっていることが分かる。抗うつ剤と精神安定剤、睡眠薬を常用している彼女は薬の副作用なのか、常にうつろで気だるそうだった。初めて彼女に話しかけた時の反応は「誰？うざい。」の一言だけ。時間が経つ内に私とも話してくれるようになるのだが、どんな内容の会話をしていても彼女の表情はほとんど変化せず、いつも無表情であるで人形のようであった。のちに彼女の台帳を見せていただくと、彼女の保護理由が非行ではなく虐待であることが分かる。

彼女はフィリピン人の男性と日本人の母親の間に生まれたハーフだった。現在は父親との2人暮らしだったが、その父親がある日彼女1人を残してフィリピンに帰ってしまう。1人になった彼女は自ら警察に赴き保護を求めた。

保護所での彼女は、一見すると自分勝手で我がままに振舞っているように見えたが、虐待のアザを体中に作った子が保護されてくると「あの子絶対虐待だよ。大丈夫かな？」とか、元気の無い子が多いと「なんかあつたのかな？」と心配する様子も見られた。

私の仲が良くなってくると、彼女は自分自身の様々な話をしてくれた。最初の頃は当たり障りの無い会話ばかりだったが、実習も半ばになってくるとだんだん自分の過去の経験や恋愛の相談などをしてくれるようになった。彼女の過去にもやはり恐ろしい虐待が隠れており、「父親からベルトで叩かれていた。」「母親は助けてくれずに出で行った。」などの話もしてくれた。彼女には何人も「彼氏」と呼ばれる存在があり、ほとんど

全てがインターネットのチャットを通じて出来た年上の彼氏であった。すぐに誰かに告白して関係を持とうとする姿は、一見すると節操のない行動のように見える。しかし節操のない行動さえも、「親に捨てられた。」と語る彼女が誰かと繋がることを強く求めているがための行動のように思える。彼女は、自らが求めて関係を持った相手に対しても「飽きたら別れる。」と、その関係をいとも簡単に断ち切ってきたようだ。幼い頃から虐待を受けてきた彼女が、複数の男性と付き合っていたことは、どこかに自分の居場所を求めていたからなのかも知れない。与えられなかった父親からの愛情を、他の男性と付き合うことで得ようとしていたのかもしれない感じる。しかし、せっかく出来た誰かとの繋がりも彼女は簡単に断ち切ってしまう。虐待を受けていた経験が彼女の愛着形成に問題を起こしているせいであろう。彼女の非行行為の根底に、虐待によってできた大きな傷があることが分かる。

2. 愛着障害

Rちゃんの事例でも少し触れたが、虐待が子どもに与える影響として「愛着障害」がある。愛着障害とは反応性愛着障害として取り上げられている、子どもの精神障害の一つである。障害の内容については、アメリカ精神医学会の「精神障害の診断と統計のマニュアル第四版」において次のように記載されている。

『5歳以前に始まる、著しく障害された十分に発達していない対人関係の中で、過度に抑圧された、恐れた、非常に警戒した、または非常に両極的で矛盾した反応（抑制型）、あるいは、選択性の愛着を示さない行動（拡散した愛着、脱抑制型）を示し、その原因は病的な養育（虐待やネグレクト、あるいは主たる養育者がしばしば代わる施設養育）による。』

愛着障害を持つ子どもは、情緒的な面でしばしば正常な発達が見られないことがある。以下に示す特徴は、愛着障害を持つ子どもの成長に関する特徴である。

行動面	・・・反抗的、挑戦的、衝動的、破壊的、攻撃的、嘘と盗み、多動、小動物への残虐さなど
情動面	・・・強い怒り、抑鬱的で無力感をもつ、不機嫌、恐れと不安、いらだちなど
思考面	・・・自己・関係・生活全般に関する否定的な確信、因果的な思考の欠如、注意と学習の問題
人間関係面	・・・信頼感の欠如、支配的、操作的、愛情を与えることも受け取ることもしない、見知らぬ人への無差別の愛情、不安定な仲間関係、自分の失敗を他人のせいにするなど
身体面	・・・身体的接触を嫌がる夜尿や遺糞、事故を起こしやすい、苦痛への耐性
道徳面／精神面	・・・共感・信頼感・同情・悔悟の念・社会的意味など向社会的価値の欠如、邪悪さや人生の暗い面への同一視

これらの特徴は、保護所の子ども達の様々な面で当てはまるものであった。つまり、子ども達のほとんどが愛着形成に不備を持つ子供であると言うことが出来る。一番身近にいる、自分のことを最も愛してくれるはずの人から殴られたり、無視されたりすることは彼等の心に大きな傷を残すと同時に、彼等の心を固い殻の中に押し込めてしまったのではないだろうか。自分という存在を否定され続け、人ととの繋がりを知らないままに育ってしまった子が自分という存在を受け入れながら、他者との関係を作っていくことは非常に難しい。自分という存在は、単に自分がそこに居るだけでは成り立たず、誰かに自分を認めてもらい、受け入れてもらってこそ自分自身を意識することができ、自己肯定が可能となる。普通ならば、幼少期の親との繋がりの中では自分という存在を意識することが可能だ。子どもが子どもらしく自分を表現すること、それは子どもが成長していく中での自然な出来事ある。しかし、誰からも理解されずに、認めてもらえないままに成長してしまっては、子供らしい無邪気さや接し方などは生まれないだろう。

3. 行動・性格の問題

虐待を受けた子どもの行動や、性格の特徴として、過度の攻撃性、自己イメージの貧困、行動上の逸脱、過度の愛着や嫌悪、大人を本当に信頼しない事などがあげられることが多い。中でも、虐待がもたらす最も深刻な問題が基本的信頼関係の破壊であると言われている。基本的信頼関係の破壊は、子どもの行動を統制する力をうまく機能させなくし、子ども達の情緒と行動を様々な方向に逸脱させることにつながる。私が実習をしていた時に一番に気になったことは、やはり子ども達の特徴的な行動（他の子どもと比べて逸脱的であると感じる行動）についてだ。

私と知り合って一時間もしないうちに抱きついたり、膝枕をしたりして甘えてくるTくん、怒っていても笑っていても常に暴力的にふるまうKくん、最初の何日間かは一言も口を開かなかったのに、会話が出来るようになり、仲良くなったりとたんに赤ちゃん返りをし、幼児語しか話さなくなってしまったSちゃん、遊んでいるときに私が他の子と話すと騒いで泣きわめくAちゃんなど、虐待を受けてきた子ども達の特徴的な行動をあげていけばきりがない。どんな特徴的な行動も、虐待を根底とした心の傷が大きな影響を与えていていると考えることができる。虐待のせいで歪んでしまった、彼らの性格を治すことは非常に難しい。例えば、Kくんの暴力的にふるまつて他者の関心を呼ばうとする行為も、彼にとっては親しみを込めて行われている行為かもしれないからだ。親から叩かれて育った子どもは、叩くことが親しい間柄で行われる行為と思ってしまい、それが彼らの中での愛情表現であり、常識となっている可能性がある。長い時間をかけて形成された彼らなりの愛情表現を、誤った方向から正しい方向へと向けるためには、長い時間をかけての他者との信頼できる関係作りが必要となっていくのだろう。

第4章 必要なケア、求められる支援について

1. 親の問題、子どもの問題

児童虐待に対するケアを行うとき、子どもに対するケアと同時に親に対するケアについても考えなければならない。なぜなら児童虐待は、それが引き起こる具体的な理由や原因がはっきりとは分からず、いくつもの要因が複雑に絡み合って虐待となっている場合が多いからだ。例えば親のもつ問題として、親自身に被虐待経験がある場合がある。虐待を受けて育った親は、他者への不信を抱きやすく、満たされなかつた愛情関係を自分の子どもに求める役割逆転や、困難な事態に遭遇したときに過去に自分がされてきた暴力という手段で解決を図ろうとすることが習慣となるなどの問題を抱えていることがある。昔受けていた虐待経験がトラウマとなって、自分自身も我が子に虐待をしてしまうケースは少なくない。子ども自身の問題としては、よく泣くこと、なだめにくいこと、非常に頑固であること、過敏であること、生まれつきの障害を抱えていることなどの育てにくさが親を虐待へと驅り立てる原因となりやすいと言われている。また親と子の抱える問題の他に、経済的困難や失業、夫婦不和などストレスの生まれやすい環境が加わることで、より虐待が起きやすい状態に陥ってしまう。

以下に示す事例は、私が実習中に出逢った兄弟のケースである。

事例：A兄弟について

軽い知的障害を持つ6歳の兄と、5歳の弟の二人兄弟が一時保護所に入所が決まる。彼らの保護所への入所は、これが二度目であった。一度目の入所理由は、実母（23）からの虐待によるもの。朝、頭から血を流して登園した兄を不審に思い保育士が相談所へ通告した。以前から、アザや異臭、栄養不良などで保育園内でも問

題視されていた兄弟だったが、相談所の介入により、虐待が発覚した。虐待を行っていた母親は、もともと気性が荒く、何かあると障害を持つ息子に対して身体的虐待を行っていた。この兄弟の母親は、幼い頃の両親からの虐待が原因で問題行動を起こし、県内にある児童自立支援施設で18歳まで生活をしていた。この家庭の中での権力は母親に集中しており、父親や同居していた祖母さえも口出しをすれば母親からの暴力を受けるといった状態であった。

保護された子ども達は、両親の離婚に伴い実父（45）の元へと帰り、父子家庭での生活が始まった。もともと父にも軽い知的障害があり、父子家庭での生活は十分なものではなかった。父は朝早くに子ども達を残し出勤するため、日中子ども達の面倒を見る大人がいなく（同居していた祖母は、離婚成立まえに死亡）、子ども達はお腹が空くとスーパー・隣家に侵入し、食べ物を盗んだ。何度か警察に捕縛され、厳重注意となるが父親の問題認識があまり、兄弟らの問題行動がおさまらないため、非行が理由で二度目の保護所入所となった。兄弟のこれからのおこりについて、父親は自らの力では育てられないと言い、施設への入所を望んでいる。

A兄弟の事例からは、虐待の背景にいくつもの問題が隠れていることが分かる。まず一つめに、兄弟の母親は被虐待経験者であり、父親にも知的障害があるということ。両親が抱える問題が、兄弟への虐待の根底にある問題だと言ってもいいだろう。二つめに、虐待を受け、施設で育った母親の人格形成が十分に出来ておらず家庭内の自分の権力を保つために暴力という手段を使っていたということ、母親の暴力に対して誰も注意するような人間がいなかったということだ。母親が暴君と化してしまった家庭の中で、兄弟に対する虐待は、どんどんエスカレートしてしまったのである。両親の離婚後、母親からの身体的虐待からは逃れられたものの、父親の養育態度はネグレクトの状態といつてもよく、以前として兄弟は虐待の被害者のままであった。常に虐待の状態に置かれながらの兄弟の成長は決して正常なものでなく、お腹が減れば食べ物を盗むということが当たり前となってしまった。つまり、問題が問題を生み、子ども達を取り巻く環境は悪化していったのだ。解決の手段として、実父が望むように施設へ入所してしまえば、兄弟らは十分な食事と教育が与えられ、また実父の負担も減るだろう。しかし、兄弟の施設入所はこの家族の解体をも意味しているのではないだろうか。例えば、兄弟の処遇が施設入所になったとしても二人が同じ施設へ入所できるとは限らない。（兄には知的障害が、弟は全くの健常者なため。）父親自身も自らの生活を支えることが精一杯の収入でしかないので、将来的に兄弟を引き取る見通しが立っていない。つまり、施設への入所生活が始まることでそれぞれが別の環境で、別々の人生を歩むこととなり、この家族はバラバラになってしまうのだ。幼い頃からの施設での生活は愛着障害や社会不適合といった二次的な問題を引き起こしかねない。当事者の希望を叶えただけでは、全ての問題が解決するわけではないのである。

2. 求められる支援について

（1）家族への対応

虐待の発生や再発の予防には、保健師や保育士をはじめとした地域で日常的に家庭と接する機会のある援助職による支援が大切だ。母子保健事業で行われる家庭訪問などは、虐待の事実を発見しやすく、また親の子育てに対する悩みを聞く機会として非常に有効な手段である。

子どもが自分の思うように育たなかったり、周囲の子どもと比べて劣っていたりするのでは、と感じるなどの育児不安が高まると母親は自分を責めがちになり、精神的に苦しくなってくる。そして、「あんたのせいでは私は苦しいんだ」と怒りを子どもにぶつけ、結果として暴力が生まれてしまう。しかしその後で、「自分はなんてひどい母親なんだ」と再び自分を責め罪悪感に苦しむ人は多い。前よりも大きくなつた罪悪感は、更に大

きな怒りとなって子どもにぶつかり、暴力はエスカレートし日常的な虐待が生まれていく。虐待する自分と、そんな自分を責めるもう1人の自分の間で、二重の苦しみをかかえ孤立してしまった母親を救うためには、親の立場にたって子育てのつらさを共感し、罪悪感を軽減するような言葉を届けることが大切である。実母による虐待が最も多いと言われているが、それはつまり育児の負担がより多く実母にかかっているという事なのではないだろうか。「お母さん、肩の力を抜いて子育てしようよ。」「1人で抱え込まずに、みんなで子育てしていこうよ。」というようなメッセージを母親に伝え、育児ストレスから解放していくことが虐待から救う第一歩となるのではないだろうかと思う。

虐待問題を抱えた親のためのケアとして、被虐待経験のある人や、虐待を行ってしまった親たちによるセルフグループセラピーというものがある。セルフグループセラピーでは、同じ苦しみに耐えた体験者がいることをお互いに伝えることで、「私は1人ではない。」という発見を促し、慰めと安心感を得ることができる。セラピーで得た安心感は、虐待という現実から親たちを救い出すきっかけとなる。実際に、子どもを虐待していた母親がセラピーに参加し、自らの体験を語ることで自分自身を見つめ直し、最終的にはセラピストとして虐待の相談に乗れるようになるまで立ち直ったという事例がある。セルフグループセラピーは、親の心の問題に対する支援の中で大きな役割を担っていると感じる。

(2) 被虐待児への対応

虐待は少い頃から慢性的に繰り返されていたケースが多く、それ故に愛着や自我といった精神的な健康の基盤となる部分に問題をおこすことが多い。そのような子ども達に対しては、カウンセリングだけではなく様々なケアの複合によるアプローチが必要とされる。虐待を受けた子ども達は、虐待により精神的な歪みを生じている場合が多い。例えば、自分に対して保護的にかかわってくる大人に対し、わざと暴言や暴力をふるうことで相手からも怒りや暴力を引き出そうとする虐待の再現傾向や、初めて会った大人に過剰なまでの甘えを示す無差別愛着障害、自らの怒りや悲しみをコントロールできずに暴力的、破壊的行為や自傷行為を起こす傾向などがある。これらの子ども達とかかわる援助者は、子ども達のもつ歪みを修正しながら、基本的養育を提供することが求められる。

人の心は、外界に向かって表出される外側の部分と、自分の中の秘密や自信に対してのメッセージを送る内側の部分がある。内側の部分には、自分というものの自己感覚があり、この自己感覚を守ることで、私たち人間は自分自身の人格を保っている。時に、虐待などの外界からの攻撃は、心の内側の部分に大きく作用し、人格を壊してしまってしまう。虐待を受けた子ども達のもつ歪みは、本来ならば守られるべき自分の中の人格が、ひどく傷つけられてしまった為に起きていると考えられる。そうした子ども達の援助は、失われた心の機能の修復と、心の自立性の獲得に向けられたものでなくてはならない。子ども達の心の機能を正常なものとするために、様々な心理療法が有効とされているが、どんな療法が試されるなかでも常に、子ども達のもっているエンパワメントを活用することが大切であると感じる。エンパワメントとは、人は生まれながらに素晴らしい力(パワー)をもっているという信念からスタートする力である。そのパワーの中には自分を癒す力、ふりかかってきた問題を解決する力、そして個性としての力がある。生まれたばかりの赤ちゃんでさえ、泣き声を通じて要求を伝えることで必死に生きるためにエンパワメントを働かせている。虐待のせいでの心の内側が傷つけられ、エンパワメントの部分さえダメージを受けていたとしても、人間は生きている以上は何らかのパワーを持ち合わせている。子ども達のもつ生きる力を大きく引き出していくことで、彼らに自分自身という存在のかけがえの無さ、大切さを自覚してもらうのだ。また、自分自身の大切さを真に理解し、エンパワメントを活用していくことは子ども達の問題解決力をも育てるにつながる。精神的な歪みから、子ども達は問題解決力を発揮することが出来ずに問題行動を起こしている。気持ちを聴き、受けとめ、共に行動の選択肢を探して問

題を乗り越えていくことを段階的に行い少しずつ自信をつけていっても。問題を解決することが可能であるという自信を育てていくことで、子ども達は新たな力を身につけることが出来るはずだ。子ども達が本来持っている力を引き出す環境に大人がなること、それが何より必要だと思う。

3. 家庭の再構築にむけて

個人個人が自身を受け入れられる場所として、最も身近なものは「家庭」だ。家族の中で生きる自分。家庭の中での自己の確立は、社会生活を営む上で重要な意味を持つ。無償の愛が与えられる場所としての家庭の役割は非常に大きい。だが、虐待が起った家庭のほとんどが、家庭の持つ意味を無くし崩壊しており、そこには本来あるべき親子の関係など全くない。

児童相談所の行う仕事の中に「家庭の再構築」というものがある。一旦壊れてしまった家庭でも、ワーカーの援助によって本来の姿を取り戻すことが出来る。保護所で暮らす子ども達は、各自が違った遭遇をなされ、それぞれ別の人生を歩んでいく。施設で暮らすことになる子どもも多いだろう。しかし私は、一つでも多くの家庭が再構築し、子ども達が親からの愛情の中で生活できるように環境を整えることが、子ども達の成長のために必要な遭遇なのではないかと感じる。

(1) 親子関係の修復の難しさ

実習中に、虐待ケースの遭遇専門会議に出席する機会があった。遭遇専門会議では、小児科の先生や弁護士といった専門委員が集まり、虐待ケースの親子に対する面接のビデオを見ながら、今後の遭遇が検討されていた。

ケース概要

生活保護受給中の母親（39）と息子（6）のケースである。母親からの心理的、身体的虐待、ネグレクトが原因で息子は児童相談所に保護される。母親と暮らし続けることがこの子に危険を及ぼすと判断した児童相談所は、母親に息子の施設入所を申し出るが承諾されず、児童福祉法第28条に基づいた家庭裁判所への申し立てを行い、息子を児童養護施設へと入所させた。母親は息子と再び一緒に暮らすことを望んでおり、また保護者の同意のない施設入所は二年しか行うことができないので、相談所は段階的に母親と息子の面談を行い、親子関係の修復を図ろうとしている。

会議中に私が目にしたビデオは、息子が施設に入所してから、1年8ヶ月ぶりに母親と再会した時の様子であった。その中で、息子は面談が始まっても下ばかり向いていて、母親とは一切目をあわせないようにしていた。母親のことを気にしたとしても、母親が息子のことを見ていないとチラッと盗み見る程度である。反対に母親は、積極的に息子と関わろうとし、どんどん話しかけ、近づいていく。母親が近寄るたびに、息子の顔が強張り緊張した面持ちとなっていた。結局、この親子が最後まで会話することなく面談は終了した。その夜、施設に戻った息子には夜中に叫び声をあげて起床し、泣きわめくという身体症状が見られた。会議に出席していた小児科医の話によれば虐待による心的外傷後ストレス障害（PTAD：強い精神的外傷を負った後、数週間から数ヶ月して生じてくる遷延性精神障害）であるらしい。面談後の母親の様子はというと、息子が自分と話をしなくなったのは、児童相談所が長い間自分と子どもを引き離していたせいだと言い、過去の虐待についても未だに認める様子がみられていないとのことだ。

しばしば虐待を受けた子どもには、親を強く拒否するような傾向がみられ、一旦親から離れて安全を手に入れると、子どもの方が親元へと帰りたがらないことがある。今回のケースも、息子自身は強く母親を拒否して

おり、親元へ帰ることを拒んでいる。加えて、親自身に反省の様子が見られず問題意識が低いことは、我が子との生活をより困難なものとしている。虐待問題の解決の為には、親と子の両方の心の成長が必要となるが、心を成長させるということは非常に難しく、それ故に一度壊れてしまった親子関係を修復することもまた難しいのである。

(2) 里親制度の中の新しい家庭

里親は、児童福祉法に規定されており、遺棄された子ども、虐待を受けている子どもなど社会的擁護を必要とする子どもを自らの家庭で短期または長期に養育するというものである。現在日本には、4種類のタイプの里親が設けられており、その種類は以下に示す通りである。

①養育里親

何らかの事情により、保護者のいない、または保護者に監護させることが適当でない子どもを養育する里親。

②短期里親

実父母の入院などで一年以内の短い期間、一時的に子どもを養育する里親。

③親族里親

祖父母、伯父、叔母など三親等内の親族が子どもを養育する里親。

④専門里親

二年以内の期限付きで、虐待など、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親。(専門里親になるには、三年以上の養育里親としての経験と研修を受けることが必要となる。)

里親養育は施設養育に比べて、家庭における個別的な養育をとおして、親密な人間関係を経験しやすく、日常の生活経験も自然に保つことができる。子ども達の個人としての人格を育てるためには、たとえ血のつながっていない者同士だとしても里親の元で暮らることはとても重要だと思う。

私は実習中に、一組の里親さんが浮島児院で暮らす男の子を引き取るためのマッチングに同行させていただく機会があった。その里親さんは、既に1人の女の子を里子として育てており、今回はその子のための兄弟として、新たに男の子を引き取ることを決めたらしい。里子のことを語る里親さんの姿は非常に楽しそうだった。心から子どもの成長を楽しみにしているという様子で、そこには血のつながりなど関係のない家族の姿があると感じた。家庭という場所、家族のつながりを考えた時に、血のつながりがあることは大事なことなのかもしれない。しかし私は、それ以上に人と人との心の繋がりが大切なだと感じる。家庭は子ども達にとっての心の拠り所、帰るべき場所でなくてはならない。どんなに大きな失敗をして傷ついたとしても、帰るべき場所がある人間は幸せだ。自分という存在が認められ、守られる場所である家庭の中で子ども達が成長していくことは、どんな心理療法よりも効果的に子ども達の心を救えると思う。現在の日本では、里親養育の意義は認められるものの、登録里親数、里親委託児童数とも昭和30年代をピークに、以後減少を続けている。社会的擁護を必要とする子どもの中で里親委託の占める割合は、わずか7%でしかない。虐待を受けた子ども達の第二の家庭として心を癒し成長させる場である里親家族の充実は、児童虐待の増えている社会の中で広く理解され、活用されていくべきであると強く感じる。

むすびにかえて

6月の社会福祉現場実習を終えた私は、同年11月に肢体不自由児施設で再び社会福祉現場実習を行った。この施設は、親子がそろって登所し、一緒に訓練や療育を学ぶ場所であった。障害児を抱える保護者の方は、本当に我が子を大切にしており、障害があるためにゆっくりとなる成長も焦らずに見守っていた。親が子どもを受け入れるという態度について、施設に通ってくる保護者の全ての方が、全身で我が子を受け入れるという様子で印象的だった。どんな障害を持っていようと全てを受け入れ、子どもと一緒に歩いていく。前に前にと一歩ずつ成長していく我が子の姿を感じているからこそ、しっかりとした親子の関係が作られていくのだと感じた。親が子どもを受け入れ、その人生を共に歩んでいくことはごく当たり前で普通のことのように思える。障害の有る無しにかかわらず、本来親は子どもを受け入れるべき存在だ。だが、現実にはそれが出来ずに子どもが親によって虐待され、子ども達自身の存在が否定されている。

虐待はたった一つの原因からではなく、様々な問題の負の連鎖によって引き起こされている。親や子どもが個々に抱える問題が、マイナスの方向に絡み合っていくことで日常的な虐待が生まれていく。虐待が生みだす負の連鎖を断ち切るためにも、人と人との関わり合いによって生まれる信頼や愛情が必要なのではないだろうか。人間同士の繋がり合いが心を支え、傷を癒してくれることは親に対しても子どもに対しても同じである。虐待問題に対しての援助を行っていく中では、被虐待児やその親にとって自分自身の存在を認め、受け入れてくれる場所を作り出すことが必要であり、それがワーカーにとって重要な意味を持つ仕事のように感じる。

子ども達がこれから生きていく為の環境作り、親に対してのアプローチなど、ワーカーの仕事は単純ではなく非常に複雑で難しいものである。現在の児童相談所では、全国のどの地区においても虐待が最優先の問題となり、日々増えていく虐待問題を前にワーカー達は常に対応に追われている。子ども達が生きていく環境作りを行うという視点で考えたとき、それを行うのは決して専門的な立場で働くワーカー達だけではない。福祉の現場と関係の無いところで生活している人間こそが社会を作り、子ども達が生きる世界を作っている。しかし、世の中で生きるどれだけの人が虐待されている子どものことを思い、助けようと動いているのだろうか。児童福祉法第25条は、要保護児童の発見をした者に対しての通告義務を定めているが、専門分野の人間以外でこの通告義務を知っている人は少ない。虐待死の事件報道を見ても、自分の住むアパートの隣の部屋で虐待が行われ、子どもが死んでいるのに報道されるまで分からなかつたという声をよく聞く。彼らは本当に気がついていなかつたのだろうか。虐待は、他者に关心を示さない人間が増え、人と人との繋がりが希薄になった現代の社会が生んだ病魔であると言っても過言では無いと思う。孤独な心は、時々人をまったくの別人へと変えていく。

ここまで、虐待を受けた子どもをケアしていくために何が必要なのかを探してきたが、ケアを行っていく速度よりも、新たな虐待の生まれる速度の方が早ければ何の意味もないのではないかとも思う。ワーカーは、ケアをしながらも、そのケアが必要の無くなるような社会作りをしていかなければならぬ。多くの人々が自分だけでなく、常に他者にも关心をもてるような社会が出来上がれば、虐待問題に対するケアも行いややすくなるだろうし、虐待も起きたくなるだろう。そのような社会を作り上げていく為にも、ワーカーとして生きる道を選んだ私は、常に尽力していくねばならないのだと強く感じている。

参考文献・URL

- 高橋重宏、山縣文治、才村純編著『子ども家庭福祉とソーシャルワーク』2002年 有斐閣
日本子ども家庭総合研究所編著『子ども虐待対応の手引き』2005年 有斐閣
日本子ども家庭総合研究所編著『日本子ども資料年間2007』2007年 KTC中央出版
保坂涉著『虐待～沈黙を破った母親たち～』1999年 岩波書店
柏女雪峰編著『児童虐待とソーシャルワーク実践』2001年 ミネルヴァ書房
村井美紀、小林英義編著『虐待を受けた子どもへの自立支援』2002年 中央法規
高橋重宏、庄司順一編著『福祉キーワードシリーズ子ども虐待』2002年 中央法規
毎日新聞児童虐待取材班著『殺さないで～児童虐待という犯罪～』2002年 中央法規
大阪ボランティア団体編集『福祉小六法2007』2006年 中央法規
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/index.html>

(卒業論文指導教員 青山 良子)